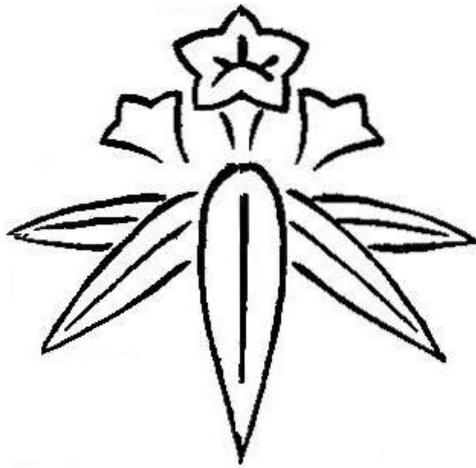


# 鎌倉市

## 「後援」・「共催」／「市長賞」 申請の手引き



令和6年3月

### 【お問い合わせ先】

共生共創部 秘書課

鎌倉市御成町 18-10 本庁舎 2階

電話番号：0467-23-3000  
(内 2210・2211)

FAX 番号：0467-24-6630

## ■ はじめに

市民団体などが実施する行事その他の事業のうち、文化、芸術又はスポーツの振興その他市民の公共の福祉の向上に寄与すると判断した事業に対しては、鎌倉市として「後援」または「共催」を行うこととします。

また、その大会及び催しが、本市が定める鎌倉市長賞交付基準の要件を満たす場合には、主催する団体に対して、「市長賞」の交付を行うこともできます。

「後援」は、「鎌倉市」のほか「鎌倉市教育委員会」でも受け付けています。別途、教育委員会への申請が必要となりますが、申請書類の様式ほか手続き方法が異なりますので、詳しくは担当部署にお問い合わせください（→P.10「その他」参照）

## ■ 後援・共催について

### 1. 「後援」・「共催」とは

鎌倉市では、それぞれの意味を次のように定義しています。

#### (1) 後援

本市として経費の負担はせず、直接運営に関わらない事業であるが、本市がその趣旨に賛同する事業に対して、「鎌倉市」の名義の使用を承認することを言います。

#### (2) 共催

本市の市政運営の推進に大きく資する事業等であり、かつ、主催団体から本市と共同で実施することの申出があった事業等に対して、本市が事業等の企画又は運営にかかわり、共同主催者として責任の一端を担うことを言います。

「共催」する事業については、事業に対する責任や費用負担の範囲について明確にするため、本市と主催団体との間で「協定書」を締結します。

「共催」を希望する事業等については、申請書を提出する前に、担当課にあらかじめご相談をお願いいたします。

### (3) 対象団体

鎌倉市共催等承認基準に掲げる次の要件を満たす団体を対象とします。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 前号に該当しないもので次に掲げる要件を満たすもの
  - ア 設立の目的が公益に反しないこと
  - イ 政治団体又は宗教団体でないこと
  - ウ 堅実な活動実績を有すること等により、共催等の対象となる事業等の遂行能力があると認められること
  - エ 役員その他の責任者が明らかであること

### (4) 対象事業

鎌倉市共催等承認基準に掲げる次の要件を満たす事業を対象とします。

- (1) 公益に反しないこと
- (2) 原則として、主たる会場が鎌倉市内又はこれに隣接する区域であること。ただし、本市の施策の推進上特に有益であると認められるものはこの限りではない
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興その他市民の公共の福祉の向上に寄与するものであること
- (4) 営利を目的としていないこと
- (5) 会員の勧誘を目的としていないこと
- (6) 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと
- (7) 特定の政治及び宗教の問題と関わりがないこと。又、世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とし、本市の中立性を損なう恐れがないこと
- (8) 本市の行政運営に関する方針に反する事業でないこと
- (9) 環境に配慮した事業であること。(別紙「環境に配慮したイベントの開催にご協力ください」を確認。)特に、飲食を提供する場合は、使い捨てのプラスチック容器(バイオマスプラスチックを除く。)及びペットボトル容器による提供は行わず、リユース食器等を使用するなど、プラスチックごみの排出抑制に努めていること  
※ リユース食器利用費補助金の交付を受けられる場合がありますので、ごみ減量対策課にご相談ください。
- (10) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等について必要な対策が講じられていること
- (11) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること

(12) 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確であること

---

※ (2)の「これに隣接する区域」とは、横浜市、藤沢市及び逗子市を指します。

### 【事業が不承認となる行為の例】

---

- ・ 対象事業としての要件は満たすが、新規で立ち上げた団体が実施するため、事業遂行能力の確認ができない(1-(3)対象団体 (2)ウに抵触)
- ・ 開催場所で営利を目的とした CD 等の物品販売を行う(1-(4)対象事業 (4)に抵触)
- ・ 説明会終了後に当日のテーマに関連した団体への会員募集を行う(1-(4)対象事業 (5)に抵触)
- ・ 団体の会員のみを参加対象とする(1-(4)対象事業 (6)に抵触) など

## 2. 申請の方法

---

鎌倉市の「後援」・「共催」を希望するときは、所定の申請書に必要事項を記載し、担当課までご提出ください。

### (1) 申請の時期

---

申請は随時受け付けており、申請から決定まで 2 週間程度のお時間をいただきます。申請書類の提出は、「後援」については開催予定日の 1 ヶ月前、「共催」については開催予定日の 2 ヶ月前までをお願いします。特に、新規の団体や事業の申請については、内容の審査に時間を要しますので、十分に余裕を持った申請をお願いいたします。

また、ポスターやチラシに「後援」・「共催」を表示できるのは、「後援」等の承認決定後となりますので、作成時期を考慮し、早めの申請をお願いいたします。

## (2) 提出書類

提出していただく書類は次のとおりです。

1. 鎌倉市後援名義使用承認申請書又は共催承認申請書
2. 協定書(「共催」のみ。作成に当たっては事前に担当課との協議が必要です)

----- 以下共通 -----

3. 催し物開催資料(兼広報原稿)
4. 活動実績書
5. 収支予算書  
(開催する事業に関するもの。参加料、入場料が無料の事業でも提出していただきます。)
6. 主催団体等の定款、規約等
7. 主催団体等の役員名簿
8. 大会等の実施要項(事業計画書等)
9. 事業を周知する際に使用する予定のパンフレットやちらし等  
※ 定例行事の場合は、参考として前回開催した際に使用したものでも構いません。
10. 飲食を提供する場合の確認書(飲食の提供を行う場合のみ)  
※その他、実施事業の内容に応じて、リユース食器の利用に係る資料や、マイ皿・マイカップなどの持参を呼びかけるチラシ、事業実施要領等、プラスチックごみの排出抑制に努めていることが分かる資料を提出していただきます。
11. その他市長が必要と認める書類  
※ 1～5、10の様式はHPよりダウンロードできます。  
※ 6～9につきましては様式を問いません。

## (3) 提出先

大会・催しの内容、目的ごとに、それぞれの事業を所管する担当課にご提出ください。

### 【提出先の例】

- ・ 文化振興を目的としたコンサート ⇒ 文化課
- ・ 観光や商業の振興を目的としたイベント ⇒ 観光課、商工課
- ・ スポーツ振興を目的とした大会 ⇒ スポーツ課
- ・ 高齢者介護に関する説明会 ⇒ 介護保険課 など

※ 提出先が不明の場合は、秘書課までお問い合わせください。

### 3. 審査及び決定について

---

鎌倉市共催等承認基準に基づき申請内容を審査し、承認を決定します。申請から決定までは、2週間～1ヵ月程度のお時間をいただきます。

ポスターやチラシに「後援」・「共催」を表示できるのは承認決定後となりますのでご注意ください。

#### 【ポスター等の表記例】

---

##### 【後援の場合】

主催：〇〇〇実行委員会  
後援：鎌倉市

##### 【共催の場合】

主催：〇〇〇実行委員会  
共催：鎌倉市

### 4. 催し物終了後について

---

催し物終了後、次の必要書類を速やかにご提出ください。提出がない場合、次回の承認が出来ないことがありますので、ご注意ください。

1. 結果報告書

2. 収支決算書

3. 当日配布した資料

} ※ 1・2の様式はHPよりダウンロードできます。

## 5. 広報かまくらへの掲載について

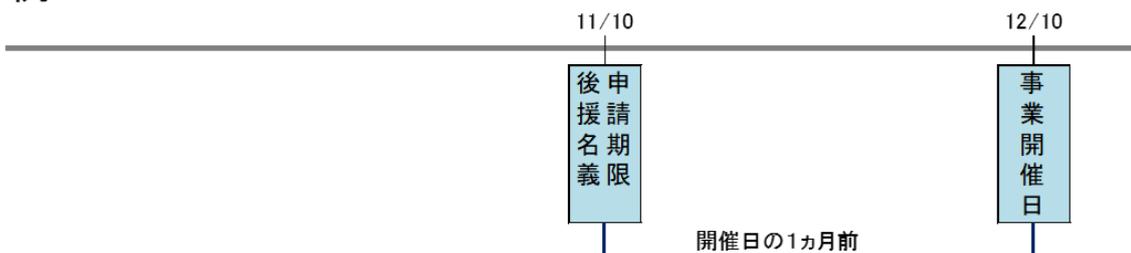
「後援」・「共催」の決定を受けた事業等については、広報かまくらへの掲載についても同時に申込みことができます。申込みは、「後援」・「共催」の申請と同時に、申請書「催し物開催資料（兼広報原稿）」にて行います。

広報かまくらの原稿締切りは、掲載希望号の1ヵ月前になります。そのため後援の承認に加え、広報かまくらへの掲載を希望される場合には、後援名義の申請から決定までの日数を見込んで、掲載希望号の発行日から1ヵ月半～2ヵ月前までに申請書類の提出が必要です。余裕をもった手続きをお願いいたします。

掲載の可否の判断は、広報課にて行います。紙面の都合上、掲載できない場合もありますので、ご承知おきください。

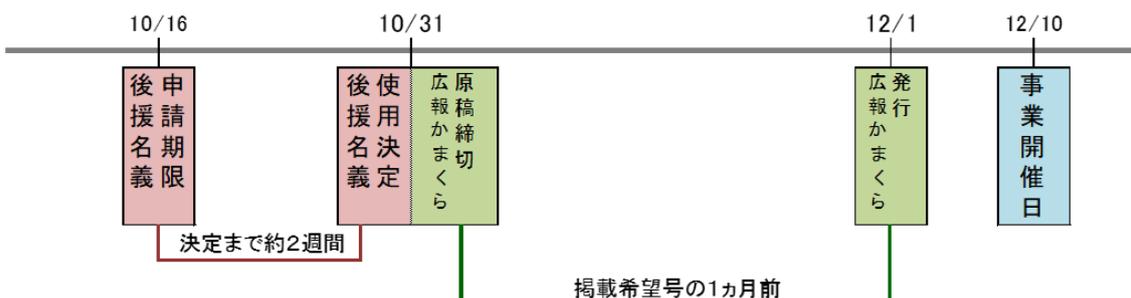
### 【後援申請のフロー】

例 12/10に開催するイベントについて「後援」を申請する場合



※後援名義の申請は11月10日までに行ってください。

例 12/10に開催するイベントについて12/1号の「広報かまくら」に掲載を希望する場合



※後援名義の使用承認が決定された後、広報かまくらへ原稿の提出が行えます。

※広報かまくら発行号の1ヵ月半から2ヵ月前までに後援名義の申請を行う必要があります。

※申請書類の不備や訂正などで、後援名義の使用承認が決定されるまで2週間以上要する可能性もありますので余裕をもって手続きをお願いいたします。

## 【広報かまくらインフォメーション掲載基準】

- (1) 同一団体等が行う掲載依頼は、年度内5回までとします。
- (2) 掲載順位は、原則その号に掲載しないと間に合わないもの、かつ次の順で掲載するものとします。
  - ア 市内を会場に実施するもの
  - イ 隣接市（藤沢市、逗子市、横浜市）を会場に実施するもの
  - ウ 上記以外のもの
- (3) 掲載依頼が多数の場合は、(2)の優先順位の高いものから抽選により決定します。
- (4) 掲載されなかった催し等は、鎌倉市ホームページに掲載します。

## 6. 広報板への掲示について

「後援」・「共催」の決定を受けた事業等については、市内にある広報板への掲示を行うことができます。

申込みは、「後援名義使用承認決定通知書」を持参の上、広報課もしくは、各支所にて行うことができます。

申込み時に確認印をお渡ししますので、掲示するすべてのポスターに押印し、各自で掲示をお願いします。各自での掲示が難しい場合は、鎌倉市シルバー人材センターに有料で代行を依頼することができます。なお、詳細についてはシルバー人材センターへ直接お問い合わせください。

### 【広報板の詳細（令和5年4月1日現在）】

- ・掲載サイズ・・・最大 A4 サイズ
- ・広報板・・・市内 124 か所。
- ・掲載可能枚数・・・70 枚まで
- ・掲載日及び掲示期間・・・各月 10 日、25 日（土、日、祝日の場合は翌平日）から2週間  
（ポスター掲示の代行を依頼した場合は、期間初日から掲示できないことがあります。）

### 【お問い合わせ先】

#### 【広報板について】

共生共創部 広報課  
鎌倉市御成町 18-10 本庁舎 2 階  
電話番号：0467-23-3000（内 2506・2508）

#### 【広報板への掲示依頼について】

鎌倉市シルバー人材センター  
鎌倉市岩瀬 549 番地  
電話番号：0467-50-0181

## ■ 鎌倉市長賞について

### 1. 「市長賞」とは

鎌倉市では、「鎌倉市長賞交付基準」に定める要件を満たす大会及び催しに対し、鎌倉市長賞（カップ・賞状）を交付しています。

### 2. 申請の方法

「市長賞」の交付を希望するときは、次のとおり申請書等に必要事項を記載し、担当課までご提出ください。申請の時期（開催日の1ヵ月前までに）・提出先については、「後援」・「共催」と同様です。なお、「後援」・「共催」と同時に申請を行うこともできます。

上記「後援」・「共催」における必要書類に加え、「賞状文面」をご提出ください。「賞状文面」は後日、賞状原本に鎌倉市長印を押印する際に、内容の確認のため必要となりますので、申請時に必ずご提出をお願いいたします。

1. 鎌倉市市長賞交付申請書
2. 活動実績書
3. 収支予算書  
(開催する事業に関するもの。参加料または入場料を徴収する場合に限ります。)
4. 主催団体等の定款、規約等
5. 主催団体等の役員名簿
6. 大会等の実施要綱(事業計画書等)
7. 事業に関するパンフレット、ちらし等
8. 賞状文面(文面がわかれば書式等は問いません)
9. その他市長が必要と認める書類

※ 1～3の様式はHPよりダウンロードできます。

※ 4～8につきましては様式を問いません。

※ 後援、共催と同時申請する場合には、それぞれの申請書類に「9. 賞状文面」を追加してご提出ください。

### 3. 受け取りの方法

---

鎌倉市長賞の交付が決定し次第、「鎌倉市長賞交付決定通知書」を発行します。カップ・賞状を受け取る際には、同「決定通知書」を持参し、秘書課窓口までお越しください。

また、申請団体が作成した賞状には鎌倉市長印を押印いたします。申請団体が賞状文面を記入又は印刷後、あらためて秘書課窓口までお越しください。

賞状への記入又は印刷ミスによる再交付は、秘書課までご相談ください。任意の再交付依頼書を作成いただき、秘書課までご提出いただきますが、賞状の再交付を決定するまで時間を要しますので、印刷ミス等にはご注意ください。

## ■ その他

「後援」については、「鎌倉市」のほか「鎌倉市教育委員会」でも受け付けています。また、教育委員会では「教育委員会賞」の交付も行っています。

教育委員会は市から独立した執行機関の位置付けとなりますので、双方で「後援」及び「賞」交付の申請も可能です。

なお、教育委員会における「後援」/「教育委員会賞」の手続きは、別途、教育委員会への申請が必要となります。申請書様式や必要書類など、鎌倉市に申請する場合は手続きが異なりますので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

---

#### 【教育委員会の後援について】

教育文化財部 生涯学習課 生涯学習担当  
鎌倉市御成町 18-10（鎌倉市役所第4分庁舎1階）  
電話番号：0467-23-3000（内 2573）

#### 【教育委員会賞について】

教育文化財部 教育総務課 総務担当  
鎌倉市御成町 18-10（鎌倉市役所第4分庁舎2階）  
電話番号：0467-23-3000（内 2392・2454）